

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸ノ内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 中嶋博

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1983年11月25日発行

第15巻 第11号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.15 No. 11号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

秋議会の開会と空前の大規模デモ

Riksdag Opened with Big Demonstration

評議員 早稲田大学教授 岡 沢 憲 芙

Prof. Norio Okazawa

10月4日、秋議会が開会された。議会は改修工事が終了し、元の場所に戻った。この新装なった古い議場 Nygammalt Riksdaghuset の争点は労働者基金問題である(この議会で初の女性副議長が誕生した)。

1カ月前から新聞紙上で激しい論戦が繰り広げられていたが、経営者陣営が常にヘゲモニーを握っていた。労働者基金は一定利潤以上の利潤を余剰利潤と判断し、その中から一定率を基金に積み立てさせ、その労働者基金で株を売買させようとする試みであるから、経営陣が危機感を持ったとしても当然である。ほぼ10年前にLOのメイドネル Rudolf Meidner が初めて提案した時以来、経営者は「企業経営のインセンティヴを根底から突き崩す提案」、「経営の自由を奪う提案」、「スウェーデン社会の社会主義化を目指す第一歩」、「LOへの権力集中を狙う提案」として激しく批判してきた。

戦後最大の《体制選択問題》ととらえた経営陣は《10月4日委員会》を結成し、議会開会日に史上空前の大規模デモをぶつけた。実行委員会は全国に動員をかけ、実に75,000人もの大行進を成功させた(ストックホルム市の人口が65万人であることを想起されたい)。この種のデモとしては1914年の農民大行進以来70年ぶりの規模となった。集会場であるフムル公園から議会までの道路はデモ隊で埋まり、交通網は混乱した。議会前で決議案が採択され、散会した後でも、フムル公園をまだ出発できない行列がいた程盛り上った。

パルメ首相は、LOと共に「動揺していない、予想していた」という主旨の声明を発表したが、法案の前途は明るくない。10月6日に発表されたSIFO調査では、62%が「反対」、17%が「賛成」、21%が「態度保留・DK」であった。しかもLO内部に限っても「賛成」は僅か24%であり、49%が「反対」、27%が「態度保留・DK」であった。前年に比べLOの内部でも反対が増えており、前途の多難を思わせる。社民党はさっそく報道担当のグスタブソン Leif Gustavsson が声明を発表し、「多くの市民は労働者基金の真意を充分に知っていないのであり、今後は、労働運動も労働者基金問題に力を注ぐべきだ」と述べた。国際的にはともかく、国内的には今一つ人気のないパルメ首相が、リーダーシップの力量を問われる秋議会と言えよう。75,000人の先制パンチは6年ぶりに政権復帰して意気あがる社民党・LOにかなりの後遺症を残しそうである。

(在ストックホルム)。

目次

秋議会の開会と空前の大規模デモ	岡沢 憲芙	1
スウェーデンの外交政策	松下 正三	2
(高令化社会調査視察団報告) つづき		
百聞は一見に如かず	辻 義人	5
高令化社会視察団に加わって	宇津宮幸枝	5
精神的ケアと政府部門を補足する活動	城戸 喜子	6
高令化社会の調査団に参加して	林 宰次	6
カルチャーショックのひとつ	潮 勇三	7
わかりやすかったスウェーデンの社会福祉	萩原 清子	7

スウェーデンの外交政策

—徴兵制を基盤とする武装中立

Foreign Policy of Sweden

—Armed Neutrality with Compulsory Military Service

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

非武装中立の是非等をめぐって国会論争が盛大に展開されている折柄、何らかご参考までにスウェーデンの外交政策の基本についての要旨を次に述べてみる。

外交政策の基本

スウェーデンは欧州でも数少ない中立国の一つであるが、その外交政策の基本は、「戦時中立」である。そしてそれを達成するための手段が「平時非同盟」である。

この基本政策は、徴兵制度を基盤とする武装中立として、政権の交替と係わりなく、伝統的に超党派的に維持され今日に至っている。

この基本政策は、1959年9月18日 Erlander 首相（当時の社民党党首）が社民党のストックホルム地区大会で行った演説で端的に示され、何故武装中立でなければならないかについても説明されている。

「外交政策の分野で冒険を行なおうとするあらゆる試みに絶対反対である。われわれは、わが国の中立政策を堅持して行く。それは、平時には大国間の同盟外に留まり、戦時には厳正な中立を保持する政策である。それは孤立を意味するものではない。世界の平和を保ち、緊張緩和に資する国際的努力に協力せんとする願望である。したがって、民主主義の理念を傷つけ、諸国民の政治的自由と独立を脅かす行動は無視できない。また、志を同じくする国々、ことに国際連合とは、経済的、文化的、社会的に密接な関係を堅持せんとする政策である。

中立とはわれわれのこの外交政策を堅持せんとするスウェーデンの決意を他の諸国をして信ぜしめることである。それ故に、大国の同盟のメンバーたる国と軍事協力のため交渉するなどということは問題外である。このような外交政策遂行のためスウェーデンは相当規模の軍隊（註、当時国防費は予算の約17%程度。その後段階的に7%台に

まで下っている。）を保持しているが、その真の目的は外からの攻撃意図を挫くにある。即ち、攻撃を計画するものに、果たしてその攻撃が引き合うものかを再考させようとするにある。」

註、①その後外交当局は、中立の定義に関し更に次のようにこれを明確にしている。

「われわれにとって中立とは、スウェーデンの中立の意志と能力を周囲の国々をして信用させることである。中立の意志だけでは中立は護れない。中立の能力がそれに伴わなければ、非常の場合一方の強大国の脅迫に屈服せざるをえなくなるだろうとの危惧を他方の強大国に与えるであろうからである。」

②また、攻撃をうける可能性等についてより具体的に述べている。「将来起りうべき超大国間の戦争に際し、スウェーデンがその攻撃の主要目標となることはありえない。仮に攻撃をうけるとしても、それは一方の超大国が第2義的作戦上スウェーデンを抑えた方が有利であるとの判断を下した場合に限る。このような攻撃に対し、相手に相当甚大な損害を与える程度の軍備を整えることによって、攻撃そのものを思いとどまらせることが我々の目的である。」

積極的中立政策

これに関し、Bodström 外相は本年3月16日の国会における外交演説において、スウェーデンの標榜する所謂「積極的中立政策」を次のように説明している。

「中立政策は、我々が、国際会議の場で沈黙を守ることを意味するものでもなく、また、世界の諸々の事件に対しこれを唯消極的に眺めることを意味するものでもない。我々は積極的な外交政策をとる。我々はデタントを推進する措置を構ずるために努力するものである。我々は、各民族が自らの運命を決定する権利を主張し、そのために、国際的な協力関係を拡大しようとするものであ

る。国際紛争は暴力によらず交渉によって解決されるべきである。……」

ソ連によるハンガリー、チェコ及びアフガニスタン進入に際し、国をあげて厳しくこれを弾がいたのも、アメリカのベトナム政策を厳しく批判したのも、また、膨大な赤字財政にも拘らず対外援助 GNP 1% を維持しているのも、あるいは世界の災害に際し他国に先んじて援助の手を差しのべているのも、すべてスウェーデンの「積極的中立」が単なるお題目でないことを示している。北欧非核地帯設定構想に最近積極的に取り組んでいるのも、また、欧州非核回廊 (Korridor) の案を出して目下関係諸国に働きかけているのもこの現われである。

各 論

核兵器武装問題

核兵器武装問題に関しては、1960年代政府与党 (社民党) 及び野党間に激しい論議が斗わされた模様であるが、与党の慎重論が支配的であった由である。これに対する反論は、「中立を維持するために防衛軍の拡充に意を用いてきたのであるが、それを更に有効にするために核兵器をもつのは当然の論理でないか」とするにある。これに対し、「軍縮問題の審議が進行中であるさい、核武装を行なうことは世界の傾向に背反するもので、中立国、平和愛好国として当をえた政策ではなく、むしろ世界の趨勢をみきわめたるうで武装の可否の決定を行なうべきである。」というのが当時慎重論の趣旨であった。

また、核武装するにしても、他国からの核兵器購入は中立・非同盟政策を危うくするものであるから、あくまで自国製の核兵器をもってしなければならないとするのが与野党とも一致した見解であった由である。

何故核兵器をもってはならないかのもう一つの説明は、これも国防省の担当官から直接伺ったことであるが、「戦争は従来兵器をもって開始されるのであるが、味方の敗戦の色が決定的に濃厚になれば、これを使わざるをえなくなるであろう。とすれば、相手国は、多分核保有大国であるから、味方は全滅するだけだ。」

いづれにせよ、この問題は1970年1月9日スウェーデンが核不拡散条約を批准したことによって形式的には決着がついている。

ノーデック・バランス

北欧の現状は軍事外交上バランスが保たれているとの考え方である。これは長い間関係国間で支持されて来た考え方である。

ノーデックバランスを構成しているのは次の周知の事実である。

フィンランド ソ・芬友好・援助条約を基礎とする伝統的中立

デンマーク及びノールウェーの NATO 加盟。但し、平時において核兵器及び NATO 軍の駐留は認めない。そして、その中間に強力な軍備をもった中立・非同盟のスウェーデンが存在する。

これに対しバランスの概念が導入されたのは次の考え方による。即ち、超大国のいずれか一方が、北欧における自国の役割を強化しようと試みると、他の強大国はそれに見合う措置をとることによってバランスを維持しようとするであろう。従って結論として、北欧の現状を自国に有利に変えようとする試みは、いづれの超大国にとっても無益である、ということになる。

最近 (1980)、「ノーデック・バランス」という表現がスウェーデンの外交用語から消えつつあり、代りに「北欧の安全」という表現が用いられつつあるやに伝えられている。これはフィンランドの希望に対する配慮からであるとされている。フィンランドは、北欧で一方の超大国が現状に対し何らかの措置乃至変更を行った場合、これが直ちに他方のカウンター・メジャーを呼び起すという考え方は受け容れ難いとして「北欧の安全」という表現を望んでいるとされる。

1978年11月、保守・中道政権当時の Hans Blix 外相は、「バランス」に関するスウェーデンの見解をスペースファイした。そしてこれによって、コーラ半島における近年のソ連の膨大な軍備増強に対して、西側は何らの対応措置をとっていないのではないか、というような見方を排除した。

即ち、「北欧におけるバランスが維持される前提は、欧州全体のパワー・バランスならびに超大国間のバランスが機能していることである。」

対ソ関係

スウェーデン外交にとって最も重要なことは、武装中立を標榜する同国の外交政策が西側のみならずソ連によってもこれが評価されることである。この点スウェーデンの目的は達せられていると見てよい。首相や外相がモスクワを訪問する毎にソ連側は何らかの形でスウェーデンの外交政策を肯

定している。

パルメ首相がモスクワを訪問したのは1976年の4月であるが、そのときもソ連紙は好意的な記事を数回にわたって掲げている。特に4月3日付プラダ紙は、「スウェーデンの中立政策はヨーロッパの安全強化のための重要な貢献である。」と述べた。

その後1980年瑞・ソ修好55周年を記念してタス通信は次のように述べている。

「この長い期間にわたりソ・瑞両国の関係は相互の尊敬と協力の手本を示すものである。特に我々はスウェーデンの中立と積極的な外交政策を高く評価するものである。……」

スウェーデンもコーラ半島に築かれたソ連の大軍基地の脅威を感じているに違いないのだが、「これ(基地)はグローバルの視野で考えるべき問題である」とのアンダーソン外相の発言(1974)に見られるように、その後もこれを表向き問題として取り上げようとはしない。

北欧非核地帯設定案

これは20年前1963年、当時のケッコネン・フィンランド大統領が提案した構想である。スウェーデンは最近までこの構想に対して終始消局的な態度をとって来ている。デンマーク、ノールウェーに至ってはコメントさえも控えていたふしがある。

ニルソン外相(社民党)が1964年冬来日した際には、これに関し「ヨーロッパ全体の非核地帯設定の一環としてのみ考えられることである……。」と述べた。最近では1980年12月12日ウルステン外相(自由党)は国会における関連質問に応じて要旨次のとおり答弁している。

「スウェーデンの提案している欧州軍縮会議の最終目標は全欧州から核兵器を撤去することにある。今日北欧は事実上非核地帯であり、すべての北欧諸国は核不拡散条約の加盟国である。

しかし、他の関係諸国が参加するのであれば、スウェーデンもその協議に加わる用意がある。スウェーデンの条件は、バルト海が含まれること及び北欧周辺に存在する戦術的ならびに欧州戦略核兵器が撤去されることである。

現に核兵器が存在しない北欧に形式的に非核地帯を設定しても、それによって欧州における核兵器拡大競争に伴う問題が解決されるわけではない。重要なことは、既に核兵器を所有している国、特に二つの超大国が実質的に核兵器縮少を断行するとの意志をもつことである。」

ところが、客年9月社民党政権が成立して以来この問題が Palme 首相の主唱のもとに俄に脚光

を浴び、新政府はこれの実現のため積極的にこれと取組むようになった。その背景となっているのは益々激甚化する東西超大国間の核兵器拡大競争に対する不安、ならびに、近年益々頻繁に行われるようになったソ連潜水艦によるスウェーデンの領海侵犯であろうと思われる。また、一つには、Palme 首相が述べているように、ヘルシンキ宣言に含まれる所謂「信頼醸成措置」の一環として重要なステップであるからである。

しかし、この構想の実現にはあまりに重大な支障が横たわっている。バルト海の南西はソ連領である。一方、NATOのメンバーであるデンマーク、ノールウェーは所謂 Kärnvapenoption (核兵器オプション)によってNATOの笠で護もられている。これは、両国は平時には核の駐留を認めないが、「戦争または戦争の危機に際し、核兵器を受け容れることを決定することができる。」とするもので、この条項は両国の安全保障政策の中核をなすものである。従って、北欧非核地帯の設定はNATOにおける両国の立場を決定的に困難にするものである。

斯る事情がある故にこそソ連は本年6月初旬「バルト海の非核設定に関しては、関係諸国の間で論議すべきである」とのアンドロポフ発言を発表(6月14日付 Svenska Dagbladet 紙)した。これに対し、Palme 首相は、6月13日コペンハーゲンにおけるNATO会議に中立国首相として始めて招待された席上、特にこの「アンドロポフ」発言にふれて歓迎の意を表明した。しかしこの発言は西側の混乱に対し心理的揺さぶりをかけたものとも見られ、Palme も「慎重に受けとるべきだ」と付言した。

この構想のスウェーデン側の担当者は Pierre Schori 外務次官を長として外務省に設置された専門家委員会である。7月25日付 Svenska Dagbladet 紙は右委員会答申(所謂UD—rapport)の要旨を掲載している。

右答申は、この構想実現の前提として次の2点をあげている。

(1) デンマークとノールウェーが前記 Kärnvapenoption を辞退し、米がそれを承認すること。

(2) ソ連は、フィンランドとの友好・援助条約に鑑み、同国の非核ステータスを保障すること。

ノールウェーは既に7月24日 Eivirn Berg 外務次官談を発表して否定的な態度を示している。

「ノールウェーは本件構想に原則的に反対したことはない。しかし、今は具体的協議を開始する時期ではない。」(同 Svenska Dagbladet 紙)

(終)

百聞は一見に如かず

百聞は一見に如かずと云われているが、今回のスウェーデン、ノルウェーの福祉を視察してその感を深くした。先ずコンミュンであるが、書物の上では何度か見たことはあるが、日本の市町村と全く概念が異なっていることを知ったのであった。日本では地方の時代とか、地方自治とか云われるが、その実態は国、県、市町村と強固な結びつきがあり、結果的には3割自治にならざるを得なくなっている。この点コンミュンは国、県とは守備範囲の異なる横の並びにあることを知り、日本の市町村制度に育ったものには大きな驚きであった。住民の中から選挙によって代表者が選ばれ、これがコンミュンの運営にあたるということは、民主主義の見本のようなものといえよう。しかし福祉はその国の経済に大きく依存するものであり、世界的低成長期に移りつつある現在、このコンミュンがどのように対応していくのか興味あるところである。

第二にはスウェーデンが非同盟中立を標榜し、大砲とバターの両立させている点に興味を引かれ

東北福祉大学教授 辻 義人

た。わが国には非武装中立論があり、保守党政府と論争しているが、国のあり方を考える上に一つの例として考えさせられたことであった。民主社会党と保守党の国防政策に大きな差がないことは興味深い。

第三には老人と小学生との交流が盛んであることに注目したい。核家族化とともに子供たちは老人を知らずに成長する。福祉の心は幼い時代の情操教育に芽ばえることを思う時、老人と子供との交流は双方の立場からみて望ましい姿と考えるものである。わが国のように縦割り行政では難しい問題があるが、スウェーデンではコンミュンが福祉、教育を担当しているためにスムーズに実行されていると思われた。

いつも温容をたたえた団長と、しっかり者の副団長の組み合わせは、団員の心を明るくし、しかも所期の目的を達せしめたのであった。

改めて三浦団長、大橋副団長に感謝の意を表するものである。又小宮、小林両添乗員の心労に対しても感謝の意を表したい。

高令化社会視察団に加わって

かねて福祉先進国を旅して感じたのは老人は物質的生活を保障されただけでは生き甲斐を感じないであろうこと。又世界的不況の今日、能力ある老人は生産に応分の寄与をすべきであろう事なので今回喜んで参加した次第である。但し辻義人先生と私は所用のため北欧2国を巡っただけで帰国したが、私は前述の疑問に就いて満足できる解答を得た。

ストックホルム市ではデイセンター、老人ホーム等を訪れたが印象に残るのはリーディングの老人就労の試みとオースタの「どうしたら孤独と生への絶望に悩む老人に他人との交り喜びを与えられるか」のプロジェクト、そしてゼミナー「老年を豊かに有益に過すには」であった。第1の問題に就いては三浦文雄氏が研究所月報本年2号に書かれた事を詳細に聴いた。第2はホームヘルパー監督官と心理学者の努力が成功している。そしてセミナーは社会局長ヘディン氏とPRO(年金受給者国家機構)の最高責任者サンドベリ氏の

宇津宮 医院 宇津宮 幸 枝

講演とそれに対しての活発な質問があった。

続いてオスロー市では老人問題研究所とデイセンター、そして近代的建築の上層にある小規模の老人ホームを視察した。総じてノルウェーはスウェーデンの後を辿っているように思われたが、素朴さと安らぎを感じた。この旅で私自身の反省する事は、老人福祉に熱情さえ燃し又彼これアイディアを思いつき乍ら開業医としての忙しさを云い訳に実行できぬ恥しさである。リーディングの周到な計画ときめ細かな実行手段、そして隣人の責任と考えて老人に喜びを与えつつあるオースタのデイセンターの努力と根気と愛情! それに出来るだけ倣はねばならないことである。

立派な講演者を得たゼミナーや適宜な視察対象を選んで下さったスウェーデン社会研究所、和やかな旅のリーダー三浦文夫先生、そして添乗員として手落ちなく予定を遂行された小宮、小林両氏に末筆ながら感謝する。

精神的ケアと政府部門を補足する活動

社会保障研究所主任研究員 城戸喜子

今回、高令化社会視察団の一行はスウェーデンに滞在中、在国日本大使館から、最近の同国に於ける社会保障全般の動きとそれを取り巻く経済状況についての、又ストックホルム市社会行政局広報担当官からは同市の社会福祉サービス、特に老人福祉サービスについての説明を受けた。そして老人福祉サービスの具体例として、年金受給者のための余暇活動センターとサービスハウスを訪れ、リディングエー市の高令者のための就労プロジェクト及びオースタ地区の孤独な老人のためのプロジェクトの紹介を受けた。更に「老人の生活を豊かにするために」というテーマでセミナーを開き、社会省の担当官及び年金受給者連盟会長の講演をきいた。

こうしたスウェーデンでの日程を通して私の印象に残った点のうち二つを次に記しておきたい。第一に、同国に於ける老人の生活が新しい局面で社会化されていること、すなわち家族の規模が今までとは異なった意味で一地域に拡大されていることである。経済的保障や医療の保障更に社会福祉サービスの一部、例えばホームヘルプサービス

や給食サービスのような物的または身体的ケアについては、既に家族機能の社会化、整備されたものとしてよく知られている。しかし家庭内に於ける人的接触を通しての精神的慰め、家庭や(企業)の一員としての役割の確認及び一つの仕事に打ちこむことがもたらす身体的・精神的活動とその結果たる自己燃焼といった心理的・精神的側面のケアまでを社会的に行なっていこうという試みは新しい傾向を示すものであろう。このような精神的ケアのプロジェクトはまだ小規模で実験的な段階に留まっているが、その範囲内では成功を収め、高度工業社会のゆきつく一つの方向を示唆している。

第二に、スウェーデンでは従来、すべての福祉サービスが政府部門によって提供されており、ボランティアや民間非営利団体の活動は殆んどないと言われて来た。しかし年金受給者自体(年金受給者連盟)や赤十字、ライオンズクラブ、ミッションナリーといった団体による活動や資金提供が活発になって来ているのは、やはり一つの留意すべき新しい特質と言えるのではないだろうか。

ヨーロッパ高令化社会の調査団に参加して

日本医療福祉専門学院委員 日本社会事業大学講師 林 宰次

スウェーデンでは、ストックホルム、リディング、オースタ地区とその高令社会への対応、特に地域活動を、PRO(年金受給者の団体)の諸活動を通じ、フランスでは、老人問題研究所において、老人の余暇利用とその教育事業の現状の問題点、ユネスコでは、ジェルピー氏に生涯教育について学び、その他ノルウェー、オランダ、ベルギー、デンマークの各地における老後の豊さのためのギヴァンドテイクを見ることができた。

この各地における学習を通じて感じたことの詳細を述べる紙数が与えられてないのでその重点を述べたい。

- (一) ローマ法以来の契約の論理、ルソーの国家契約説等の思潮の流れと重さを感じると共に市民生活の相互作用の源泉に個人主義的な価値観、ネオプロテスタンティズム、カテシズムの価値観の現れとして考え方がその底辺に在るといふこと
- (二) 個人主義的な論理の裏側に在るエゴイズムが

- 都会と連帯によるコーディネイトによって調和ある社会形成のなかで老後の豊さを成熟した年金制度を基盤に達成する努力がなされている。
- (三) 「法律や制度は戸口まで」のローマ法の格言に現れている公私の分担の理論と実践が、生活権の尊重と市民の役割、義務(ボランティア)が見事に調和されている。
- (四) 福祉ニーズの充足に当事者(利用者)の自助と参加を軸にして、地域社会のいろいろなアソシエーションの連携プレイとコミュンの活動が見られた。
- (五) 老人の余暇利用、生涯教育があくまでも、利用と参加の原則によって運営されているこのことは、とかく過保護になり勝ちな、与えることに片寄りを示めしている帰属社会的結合の伝統が風化しつつあると言われながらも、尚、家族主義的風潮を温存している吾国の社会福祉の現況を思うとき、他山の石として、民主的な福祉構造の形成を思ふや切なるものがあつた。

カルチャーショックのひとこま

簡易保険郵便年金福祉事業団職員課長 潮 勇 三

このたびの視察旅行で、私が一番強い印象を受けたのは、親子関係とリタイアの問題である。この二つは、いわば北欧各国の老人問題の原点ではないかとさえ思えた。本稿では、紙数の関係もあり、親子関係をめぐる感想を述べてみたい。

最初の訪問国スウェーデンで、まず奇異な思いにかられたのは、老人の孤立孤独問題が深刻に採り上げられていることだった。老人の孤独は、常識的にはよく分かる問題である。しかし、その根の深さのほどは、私の日本的感覚では計り知れないものであった。行く先々での説明に耳を傾け、質問もして見て、幾分か謎が解けたような気がしたのは、この国の親子関係の日本との相異が判かり、それが老人孤独を生み出す背景になっているようだと思ってからである。

スウェーデンでは、義務教育を終えた子は、親のもとを離れ独立する。就職するか進学するかは、本人の選択によるのだという。就職すればその収入によって自活するわけだが、進学の場合でも、教育保障の制度のお蔭で、あまり親に面倒をみてもらわなくて済むようになっている。子の巣立つ

たあとは、当然ながら老人だけの家庭となり、身寄りが近くにいない老夫婦や独居老人が多く存在する。家族関係がウェットで、家族の同居率が高く、将来も西欧に比し高率を維持すると予測されているわが国とは、問題の大きさが違うことは間違いない。

ベルギーの親子関係にも、同じような社会の伝統があるようだ。ここで印象深かったのは、親子の経済的自立の話であった。この国では、親は子にあまり金をかけず、もっぱら自分の老後に備えて蓄積する。子が親に金を借りたら、必ず返済することになっているそうだ。

もう一つ興味深かったのは、オランダのデルフト工業大学の教授が三世代同居住宅の建設を提唱したところ、世論の不評を買ったという話だ。アイデアは良いが、自分はそんな家には住みたくないという声が多かったという。一方で老人孤独を問題視、他方でその解決策を拒否するかのような発想だが、これが個人主義の考え方なのだろうか。

顧みると、見るもの聞くもの、文化の差異を存分に味わされた2週間であった。

わかりやすかったスウェーデンの社会福祉

長野大学助教授 萩原清子

2週間の視察旅行のうち、最初の訪問国スウェーデンの3日間は、見るもの聴くものすべてにおいて驚きと反省の連続であった。

たとえば、経済事情の悪化の中でも、家族依存主義は見られず、個人主義に徹した社会保障の存続が考えられていること、また老人やお年寄りといった曖昧な呼称ではなく「年金生活者」という概念が政策用語のみならず日常用語になっていること、さらに、年金と住宅が老後生活の支柱政策と考えられ、その上で余暇・社会活動が段階を踏んで進められていることである。

このように、老後生活の基幹的対策の充実を図った上でもなお「社会的孤立」の問題が、いまや大きな問題として指摘されている。

しかし、何よりも私に驚きと反省を与えた点は、スウェーデンの社会保障・社会福祉の仕組み、からくりが大変にわかりやすかったことである。たとえば、国、県、コミューンの役割分担の明確化や税金の決定、問題解決の方法まで、市民の組織化と合意の上で処理されていく筋道が制度化されていること。つまり、現実の福祉制度・政策が市民の実際の生活に密着し身近なものになっていることである。

この点について具体例をあげるなら、ホームヘルプ・サービス一つとっても、一般的サービスを行うヘルパーに加え、自分で寝られない人を寝かせて回る「夜のパトロール」ヘルパーや、寝つけない人たちのそばにいてあげる「夜番」のヘルパー、そのほか当直ヘルパー、電話当番ヘルパーなど、老人の「生活」に対して現実的、実際的な対応がきめ細かく用意されている。この点はたんに福祉サービスの種類が用意されているというのではない。数量的にも、ニーズに沿って提供されているのである。

私は、このニーズの測り方、つまり、普通の老人の生活の仕方とそれに対するあたり前の生活保障の仕組みに対して、「わかりやすさ」を感じたのである。ともすると、ニーズと対応とのギャップがうやむやにされたり、あるいは力で抑えられ、利用者にとって福祉対策が遠いものになりがちである。しかし、みてきたように、スウェーデンの社会保障・社会福祉は、単純・明解な総合的的老後保障体系とからくりの中で行われているだけに、市民にわかりやすく、市民のものになっているとの印象を強くもった次第である。

<SIPニュース>

スウェーデン、研究開発 (R&D) 費では世界屈指——GNPの2%

中央統計局の調査によると、1981年度のスウェーデンの研究開発費は、120億クローナ(邦価約3,960億円)にのぼった。これは、我国のGNPの2.1%に相当する額であり、この点において、スウェーデンは合衆国、日本、西ドイツ、英国、スイスと共に、世界でも屈指の存在であるといえよう。

スウェーデンの研究開発費全体のおよそ3分の2を工業が負担しており、中でも、製薬工業、電子エンジニアリング工業、自動車工業が投資額におけるベストスリーである。なお、この3部門の研究開発費を合わせると、その額は工業全体のその60%に達するということである。

企業の研究開発費の推定80%は、企業が自ら負担しているといわれるが、残りは公共の基金——主として、防衛関係の官公庁からの——で、まかなわれている。

スウェーデン労働市場の賃金交渉型式、変革へ

スウェーデン民間労働市場におけるブルーカラー労働者の賃金は、従来、SAF(スウェーデン経営者同盟)—LO(スウェーデン労働組合連盟)間の中央集権的な、一括交渉により決定されるのが常であったが、LO議長スティグ・マルム(Stig Malm)が此程行なった演説により、来年度からは、この交渉型式が撤廃されることになる。

本年度初頭にLO議長に就任したマルムは、先の演説の中で、両団体は、これまで交渉の前段階では、労働の安寧をもたらすような一括化された話し合いを持ち得たと思う。しかしながら、最終的な段階では、SAFに加入する雇用者連盟が、

また、企業の研究開発費の83%は、まるまる工業生産及び工程の開発向けに用途が指定されており、残りが研究費として使われる——これには、防衛(8%)や水並びにエネルギー供給(4%)、のための研究費用が含まれる。なお、企業の全労働力のうち、3%が研究開発に従事していた。

1981年度において、官公庁や研究所に勤めて研究開発の仕事に従事する人は、総勢5,000人、その半数近くが学位を取得していた。1967年度には、この数値が30%を下回っていた。

防衛費は、公共部門の研究開発費のうちで最大の比率を占める。ただし、1973年度には全支出額の53%に達した防衛関係の研究開発費が、1981年度には46%にまで下降した。同時に、労働環境関係の研究開発費の割合は、73年の6%から81年は10%に増大した。

同団体に、いかなる要求を委託したのか不確定であったと述べた。

なお、SAF執行委員長、オロフ・ユングレン(Olof Ljunggren)も、これを受けて、LO側の新姿勢が、彼にとって、意外な出来事ではなかったことを明らかにしている。実際に、LOの此度の動きは、民間産業の賃金交渉分散化要求にも見合っており、30年間続いた、一括賃金交渉の伝統も、実は、本年度初頭に、金属労働雇用者協会が、対する組合側との単独交渉を選択実行、他部門に先がけて交渉を終結させた時点で、一応、終止符が打たれている。

書 評

スウェーデン語小辞典

—松下正三、古城健志編、大学書林発行

発行早々編者の一人である畏友松下氏からこの本を恵贈していただき、常時これを机上に備え、毎日利用して重宝しています。

何と申しても永いスウェーデン生活を経験した超一級のスウェーデン学者の労作、スウェーデンの単語に日本語の訳を付けたと言った無味乾燥な作業でなく、活きているスウェーデン語をそのまま日本に移したのがこの辞典の生命です。これは松下さんでなければ出来ない芸当でせう。

わたしは今までLangenscheidtの瑞独辞典を常用していましたが、最近専ら松下辞典に依存しています。第一字の大きいので助かります。

この小辞典には気の利いた付録がついています。文法の説明もさすがですが、諺集は研究上大いに参考になります。

(小野寺 信)